

下水道を正しく使いましょう

三芳町の下水道管は、汚水と雨水に分流されています。今回は、汚水管の使用について、皆さんへのお願いです。汚水管とは言え、どんなものでも流せるわけではありません。不適切なものが流れると下水道管などに、様々な悪影響を及ぼします。一般的な下水道の正しい使い方は次のとおりです。皆さんのご協力をお願いします。

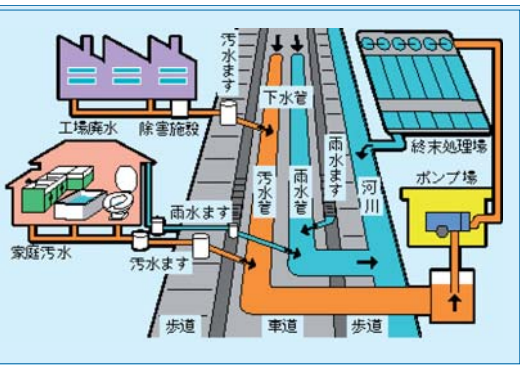
問い合わせ 道路下水道課（内線245・247）

下水道のしくみ



右記イラストのように皆さんの家庭等から排出された汚水は、通常終末処理場を経て河川に放流されます。

雨水は、一般的にそのまま河川に流れます。ただし、三芳町の場合、建物敷地内等の雨水処理は浸透方式となります。



■台所■

- ・残飯や野菜くずは流さないようにしましょう！
生ゴミなどの異物は、悪臭の発生や管を詰まらせるおそれがあります。ネットや水切り袋・三角コーナーなどで受け、可燃ゴミとして出しましょう。
- ・調理などであまった食用油（天ぷら油等）は絶対に流さないようにしましょう！
油はほとんどが水に溶けないため、管に付着して詰まりの原因となります。また、下水道管そのものを傷めてしまうこともあります。捨てるときは、市販の凝固剤を使用したり古新聞や布切れに吸わせ、可燃ゴミとして出しましょう。

■浴室・洗面所等■

- ・髪の毛・布くずなどは、こまめに取り除きましょう！
髪の毛などは分解されにくく、詰まりの原因にもなりますので、網目皿を取り付けることはもちろんのこと、こまめに取り除くようにしましょう。
- ・灯油、ガソリン、シンナーなどの危険物は絶対に流さないでください！
これらの危険物は、下水道管を溶かしたり、爆発するなど、大事故を引き起こすことにもなりかねません。周りの人々に大変な迷惑となります。絶対にやめましょう。

■水洗トイレ■

- ・便器には、トイレットペーパー以外の水に溶けにくい物は、流してはいけません！
ティッシュペーパー（水溶性のものを除く）、ウエットティッシュ、紙おむつなどは水に溶けにくく、管詰まりの原因となります。
- また、ビニール、タバコの吸い殻、衛生用品、ガムなどは投入しないでください。誤って異物を落とした場合は、直ちに拾い出しましょう。



口径250mmの下水道管の中

●水洗トイレ等、排水管のつまり、故障

水洗トイレ等の排水管に故障が発生したときは、故障箇所を確認した上で、町指定下水道工事店等へ直接連絡し、修理してください。
なお、三芳町の指定下水道工事店については、町ホームページや道路下水道課で確認してください。

児童手当制度について

小学校6年生までの児童を養育し、所得が一定未満の人に支給され、外国人の人も要件を満たせば受けられます。現在、所得制限により手当を受給していない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規に申請をしてください。また、公務員の人は勤務先へ申請してください。問い合わせ ども家庭課（内線165・167）

児童手当の金額

- 3歳未満 一律 月額1万円
- 3歳以上 第1子、第2子 月額5千円
- 第3子以降 月額1万円

申請の仕方

ども家庭課に申請書類を提出してください。（自己申告制）
児童手当の支給は、申請した月の翌月から受け取ることができます。

支給の時期

児童手当は毎年3回、2月、6月、10月にそれぞれ前月分までがまとめて支給されます。

所得制限について

平成20年分の所得から法定控除（8万円）等を行った後の金額が表1の限度額未満であることが必要です。詳しくは、ども家庭課へお問い合わせください。

特例給付について

児童手当に該当しない場合でも厚生年金等に加算していることを条件に、児童手当と同等の手当を支給する制度です。ただし、児童手当の場合と同様、表2の特例給付の所得限度額未満であることが必要です。

該当にならなかった人

前年度以前に所得制限により非該当となった人については、その後の所得額、扶養人数の変動などにより該当となる場合があります。

表1 自営業などのかた（国民年金加入者等）

児童手当	
扶養親族等の人数	所得限度額（万円）
0人	460.0
1人	498.0
2人	536.0
3人	574.0
4人	612.0
5人	650.0

表2 サラリーマンなどのかた（厚生年金等加入者）

特例給付	
扶養親族等の人数	所得限度額（万円）
0人	532.0
1人	570.0
2人	608.0
3人	646.0
4人	684.0
5人	722.0

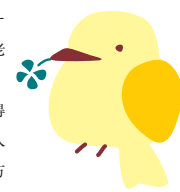
児童手当を受けている人

6月末までに児童手当現況届を提出してください。この届を提出することによって6月分から1年間の手当が決定します。提出しないと6月以降の手当の支給が受けられません。6月に現況届の用紙を郵送しますので、必ず提出してください。

ので、5月に新たな認定請求を行うか、ども家庭課へお問い合わせください。

届け出について

特例給付の受給者人で、厚生年金等の加入資格がなくなると、手当の受給資格もなくなりますが、会社などを辞めたときは必ずしも家庭課に届け出てください。再び就職したときは改めて認定請求してください。



注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。